

【別添資料】 質疑応答書回答

令和 6 年 7 月 25 日
健康福祉局高齢企画課

件名：仙台市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム運営事業業務委託

No.	質問事項	回答
1	次期受注者が異なる場合、既に設置済みの前期受注者の緊急通報用機器全件について、切替えが必要か。	既に設置済みの機器全件について、切替えは必要ありません。 ただし、発注者から令和 2 年度緊急通報システム委託契約期間中に利用を開始した利用者に対する緊急通報用機器の設置の依頼を受けた場合には、関係者及び関係部署との連携に努め、利用者が円滑にサービス受けられるよう、新しい機器の設置作業を実施していただきます。(仕様書 5 (1) ①サより)
2	通報装置を通しての会話機能は必要か。	通報装置の会話機能は必須ではございません。 ただし、利用者からの緊急通報等を受信した場合は、通話等により利用者への状況確認を行っていただきます。(仕様書 5 (3) ①より)